

令和 7 年度第 4 回埼玉地方最低賃金審議会議事録

福田会長

ただいまから、令和 7 年度第 4 回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。まず委員の出席状況と傍聴者について事務局から報告をお願いいたします。

賃金室長

本日は公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名のご出席をいただいております。よって最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により、本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者は 5 名です。

福田会長

本審議会は埼玉地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により公開とし、議事録についても同運営規程第 7 条第 2 項により公開することとします。

本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。公益代表は私福田が、労働者側は矢島委員、使用者側は廣澤委員お願いいたします。

本日開催しております第 4 回埼玉地方最低賃金審議会は、昨日 8 月 4 日に開催する予定でございましたが、中央最低賃金審議会の目安答申が出されるのが 8 月 4 日以降に持ち越されたため、予定を変更して本日開催することとさせていただきました。

資料について事務局から説明してください。

専門監督官

資料 1 は埼玉県主要経済指標です。こちらにつきましては第 1 回の本審で埼玉県主要経済指標を資料 5 として出させていただきましたが、これを今年の 8 月 1 日現在でデータを更新したものでございます。

第 1 回本審の資料 5 の 4 ページに一般雇用保険受給者率実人員というのがございますがこれに間違いがございましてお伝えさせていただきます。

全国と埼玉県、それぞれ単位が千人という形で入っておりますが、千人単位ではなく、人 1 人単位ででした。この場でお詫びして訂正させていただきます。

本日の資料 1 においてもこの実人員については同じような数字を掲載しておりますが、こちらについては千人でなく人という形で掲載しております。

資料 2 は今月 1 日に公表されました埼玉労働市場ニュースの令和 7

年6月分の最新のデータになります。

資料3は、令和7年8月1日に開催されました第6回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の配付資料になります。

資料4は令和7年8月4日に開催されました第7回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における配付資料になります。

資料5は昨日公表されました中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣への令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）です。

資料は、以上でございます。

福田会長

今のご説明について委員の皆様から質問あるいはご意見などあればお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは議題の1地域別最低賃金額改定の目安の伝達に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料5をご覧ください。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）ということで、昨日中央最低賃金審議会から答申されましたこの内容についてご説明いたします。

答申の内容ですが、目安小委員会においては労使の意見の隔たりがあり、意見の一致には至らなかったとのことです。

目安そのものについては、公益委員見解を各地方の審議会の審議に資するものとして出すことについて、労使の同意を得て、公益委員会の見解という形で目安が示されました。

既に報道などでご承知かと思いますが、右肩に別紙1と表示しているもの、ここからが公益委員の見解でございます。

埼玉を含むAランクは63円、そしてBランクは63円、Cランクは64円ということで、引上げ額の目安が示されました。

目安の考え方でございますが、別紙1の1ページ目の下の方の「ア 労働者の生計費」から始まりまして、「イ 賃金」、「ウ 通常の事業の賃金支払能力」と続きます。

このア、イ、ウで最低賃金決定の3要素について公益見解が細かく示されています。

そして別紙1の6ページをご覧ください。

真ん中より少し上のところで、「エ 各ランクの引上げ額の目安」があります。同じページの下から2行目、「この結果」というところから、

労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力のまとめが書いてございます。目安を決めた理由については、ここから後にまとめが書いてございますので、ここをご紹介しますと思います。かいつまんで説明しようと思ったのですけれども、全て内容が大事なところばかりなので、ほぼ読み上げになると思いますが、ご了承ください。

6 ページの下のところです。

まず、労働者の生計費については、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）は昨年10月から今年6月までで全国で見ると平均3.9%上昇しているなど、昨年に引き続き高い水準で上昇しております。

また、昨年目安の中で参照された「頻繁に購入」する品目のほか、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価指数も、昨年10月から今年6月までの平均で4.2%から6.7%の高い水準で上昇しています。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率を見ると、全体で5%台と高い水準になっております。昨年も引上げ率が33年ぶりに高くなったところでしたが、今年も高い水準で推移しています。

有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで、昨年を上回る水準となっております。さらに、賃金改定状況調査結果の第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%と昨年を上回り、平成14年以降最大となっております。

また、第4表③における賃金上昇率も3.2%、昨年を上回る数字の引上げとなっております。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益率や従業員1人当たりの付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあります。また、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年度以降で過去最大となっていることも考慮されております。

以上のような良い状況がありつつも、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業との差が改善の傾向にはある一方、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在しており、二極分離の状態が見られます。さらに、春季賃上げ妥結状況の差と賃金改定状況調査結果の第4表からも、小規模事業者は賃金支払い能力が相対的に低いという可能性があります。そういった中で、最低賃金

は企業の経営状況に関わらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回ると罰則の対象になることも考慮すると、引上げ率の水準には一定の限界があるというふうにまとめられております。

これら3要素を総合的に勘案し、まとめとしては、昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計が苦しいこと、これに加えて中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目しました。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであるということにも留意すると、今年度の各ランクの引上げの目安を検討するにあたっては、全国加重平均で6.0%、額にして63円、これを基準として検討することが適当であると考えられるという見解が示されております。

別紙1の7ページの一番下の行からは、全国の加重平均6.0%(63円)を各ランクでどう見るかということが書いてございます。まず、骨太の方針などにおいて地域間格差の是正を図るということが明示されているということを踏まえ、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させることが必要だとされております。その上で、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の対前年上昇率を見ると、Aランクでは3.8%、Bランクでは3.9%、Cランクでは4.1%と、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A、BランクよりもCランクの上昇率が高くなっているということを考慮する必要があるとされております。また、賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることや、雇用情勢としては、B、Cランクが相対的に良い状態にあることなどのデータを考慮して、CランクをA、Bランクよりも相対的に高くすることが考えられるとされ、結論としては、Aランク63円、Bランク63円、CランクはA、Bランクよりも1円高い64円という目安が示されました。

本当に大まかな説明ですが、目安の伝達は以上です。

見があれば出していただければと思います。

安藤委員

7 ページの下段落のあたりですけれども、全国加重平均 6.0 % を基準として検討することが適当であるとなっているのですが、その前提となっているのがその前に書かれています、①労働者の生計費についてはというところから、例えば 4.2 % から 6.7 % とか、賃金については 2.5 % とか 3.2 %、そういった数字が出てきて比較的 6.0 % よりも低めの数字が多いように感じます。③の通常の賃金支払いのことについても、これは定性的にしか書かれていませんが、そういった分析の中で 6 % という数字が出てきた理由としては、これは新しい資本主義のグランドデザインとかそういったもので高めにやっていくという意図があったという、そういうことでしょうか。

賃金室長

①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に判断して 6.0 % が妥当であるという結論です。安藤委員ご指摘のとおり、数値としては特に②の賃金については前年 6.0 % よりも低い数字となっています。②のところで論点になっているのは、これまでよりも高めにきている、こういうところなのだろうと考えられます。もちろん、グランドデザインなり骨太の方針については最後のまとめのところでも A、B、C ランクをどう振り分けるかというところで参照されておりますけれども、①から③までを総合的に勘案して 6.0 % という判断をしたのだと思われます。

安藤委員

そうするとこの 6.0 % を基準として検討するという部分に関しては、グランドデザインなどの要素は入っていないという理解、あくまでも法定 3 要素でやったという説明になるわけですね。

賃金室長

はい。その上でグランドデザインなども踏まえた判断がなされています。

安藤委員

エのところでの各ランクの引き上げ額が目安みたいところで出てきていますけれども、これはまさに A、B、C のランク付けの時にこれを行ったということの理解になっている。

賃金室長

その点については、厚生労働本省に確認したいと思います。

安藤委員 「新しい資本主義のグランドデザイン等への配意」とかという文言が諮問の中には確か入っていたかと思いますが、この6.0%を目安と決定する際に諮問の「配慮」だか「配意」だかがあるかもしれないと思い、念のためお聞きしました。

福田会長 他にいかがでしょうか、よろしいですか。また後から何か出てきたらその時点でご発言いただくということにして、先に進めたいと思います。

議題2のその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局から何かありますか。

賃金室長 ございません。

福田会長 それでは本日の議題は全て終了いたしました。以上をもって、本日の審議会を閉会いたします、どうもありがとうございました。